

地方版図柄入りナンバープレートの募集について

国土交通省自動車局
自動車情報課

平成29年5月

図柄入りナンバープレートについて

- 自動車のナンバープレートについては、いわゆる「ご当地ナンバー」、ラグビーW杯、オリパラの特別仕様ナンバープレートの導入を行ってきたところ。
- これらの実績を踏まえ、平成30年10月頃より、地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始する。

	交付地域の単位	図柄イメージ	図柄の選定方法	寄付金の使途	交付時期
ラグビーワールドカップ 特別仕様	全国		組織委員会からの提案 <small>(H28.5.20に発表済)</small>	会場までの輸送力の増強等	平成29年 4月3日～ <small>※平成29年2月13日～ 事前申込開始</small>
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様	全国	<small>現在、背景(下地)部分のデザインを選考中</small>  <small>※オリンピックとパラリンピックのエンブレムをセットで交付</small>	公募により決定 <small>(H28.12.13に発表済)</small>	リフト付きバス、UDタクシーの整備等	平成29年 10月頃
地方版	ナンバープレートの地域名表示単位		各地域において検討・選定	当該地域における交通サービスの改善、観光振興	平成30年 10月頃

1. 交付時期

- (1) 既存の地域名表示の図柄入りナンバープレート：平成30年10月頃より
- (2) 新たな地域名表示の追加：(1)と併せて募集するが、その交付は平成32年度から(図柄入りが前提)

2. 図柄の種類

- ・ 図柄の種類は、当面、地域名表示毎に一種類とする。
- ・ 寄付金のあり／なしは色彩で区分し、寄付金ありはフルカラー、寄付金なしはモノトーンとする。

寄付金なし	寄付金あり
	

※地域名の左側は、図柄の対象範囲外

3. 申請手続

- (1) 既存の地域名表示の図柄入りナンバープレート
構成するすべての市区町村の合意を得た上で共同で、又は都道府県が申請。
- (2) 新たな地域名表示の追加
構成するすべての市区町村の合意を得た上で、都道府県が申請。

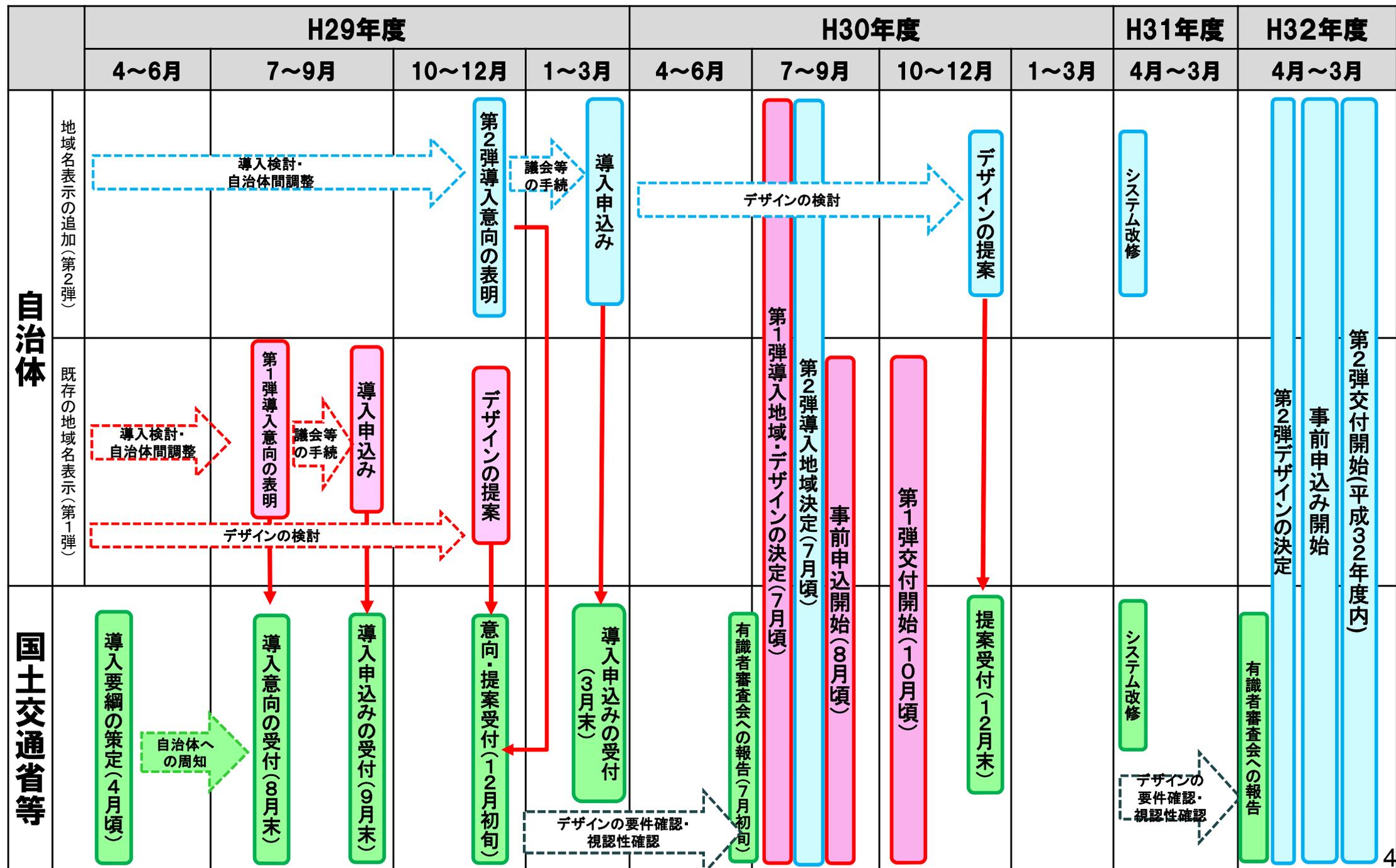
4. 今後のスケジュール(次頁参照)

- (1) 既存の地域名表示の図柄入りナンバープレートの導入
平成29年8月末まで 導入意向の表明
9月末まで 正式導入申込み
12月初旬まで デザインの提案
- (2) 新たな地域名表示の追加
平成29年12月初旬まで 導入意向の表明
平成30年 3月末まで 正式導入申込み
平成30年12月末まで デザインの提案

5. 寄付金の取り扱い

- 寄付金は、交付代行者が指定する公益財団が管理・配分。
- 用途は、地元の自治体を中心となり関係者からなる協議会等において地域の交通改善、観光振興策等に位置づけられたものとする。

地方版図柄入りナンバープレートの交付までのスケジュール



既存のナンバープレートから番号の書体や大きさ等の様式を変更しないこととする他、以下のとおりとする。

1. デザインが次のいずれも満たすもの

- その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するもの
- ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること

2. デザインが次のいずれにも該当しないもの

- 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの
- 特定の企業の営利活動を目的とするもの
- 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
- 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの
- 特定の人物をモチーフとするもの他者の権利(商標登録など)を侵すもの
- 公序良俗に反するおそれがあるもの
- その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの

3. デザインの選考に当たり、地域住民の意向が踏まえられていること

新たな地域名表示の追加の基準について

1. 地域の基準

(1) 地域名表示の単位

次のいずれかの要件に該当すること。

- ① 対象地域内の登録自動車数が10万台を超えていること。
- ② 対象地域内に複数の自治体が存在し、かつ、当該地域の登録自動車数が概ね5万台を超え、地域名表示が当該地域を称するものとして相当程度の知名度を有すること(観光著名地等)。

(2) 利活用方策

- 新たな地域名表示のナンバープレートを活用した地域振興・観光振興のための方針を有していること。

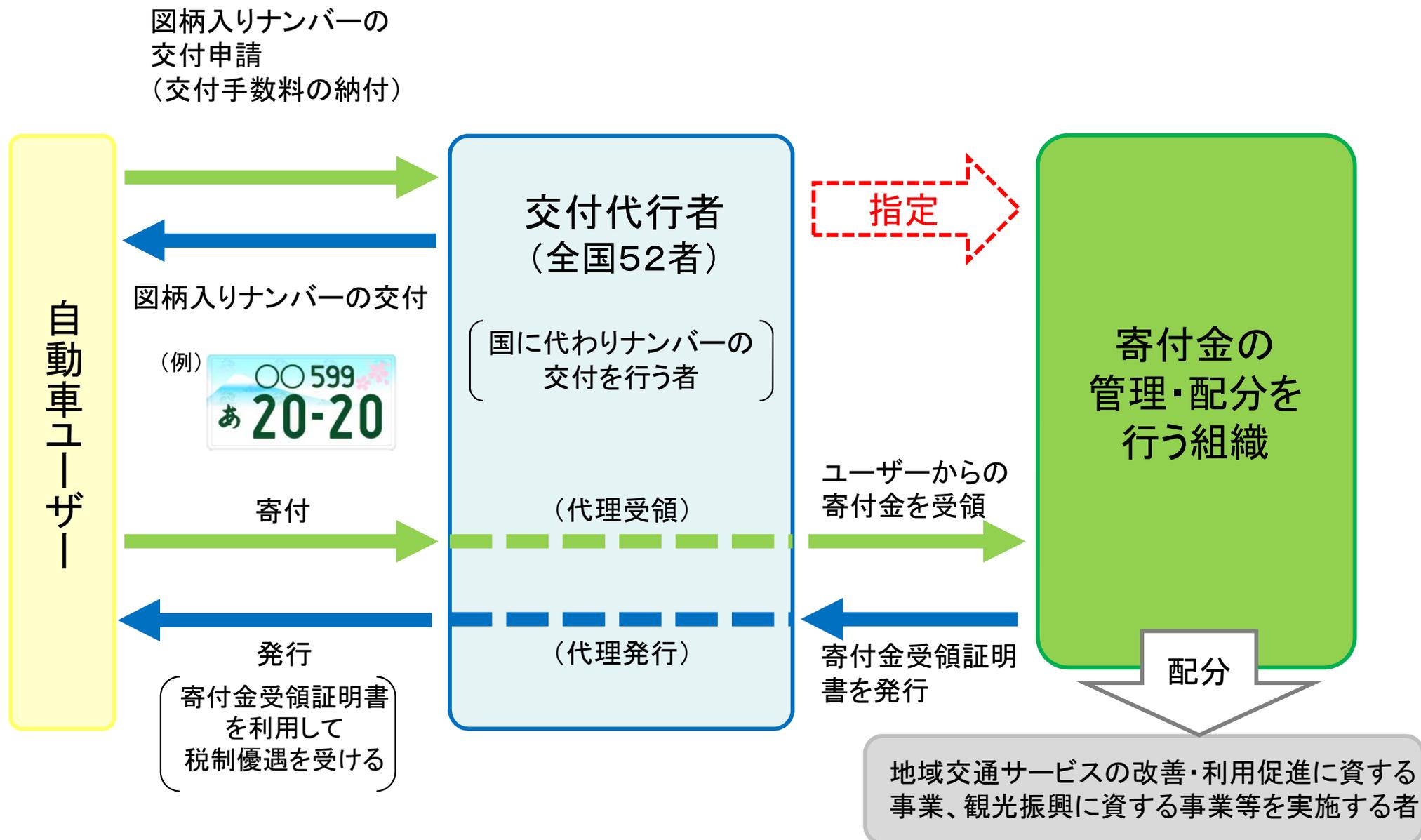
(3) その他

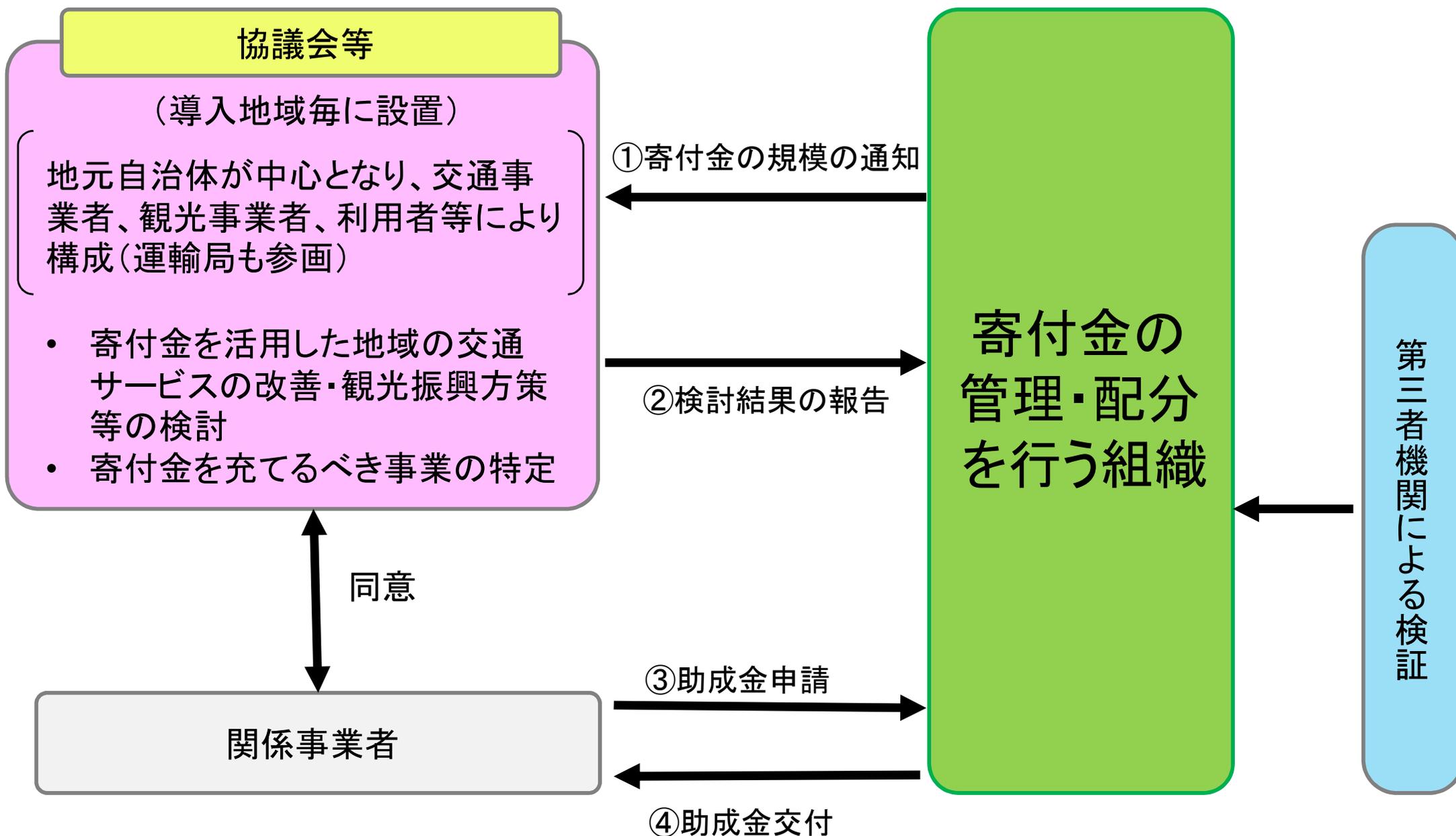
- 対象地域において、地域住民の合意形成が図られていること。
- 対象地域が、当該地域を管轄する都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないものであること。
- 対象地域を管轄する都道府県において、自動車保有関係手続きのワンストップサービスを導入している又は具体的な導入計画があること。

2. 地域名の基準

- 行政区画や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表すのにふさわしい名称であること。
- 読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名と類似し混同を起こすようなものでないこと。
- ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として「漢字」で「2文字」となるものであること。

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金の募集・配分のフロー





地方版図柄入りナンバープレートの種類

対象車種	登録自動車(自家用)	登録自動車(事業用)	軽自動車(自家用)
通常の ナンバー プレート			
地方版 図柄入り ナンバー プレート			